2008 (平成 20) 年 03 月 11 日 設立総会承認

2008年11月29日 改正

2009年10月15日 改正

2013年09月13日 改正

2014年09月04日 改正

2015年09月03日 改正

2017年09月06日 改正

2019年09月07日 改正

初年次教育学会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、初年次教育学会と称し、英語名を Japanese Association of First-Year Experience at Universities and Colleges とする。
- 第2条 本会は、初年次教育に関する研究と実践の有機的発展とその成果の普及による大学 教育改善への貢献及び会員相互の研究交流の促進を目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。
 - 1. 初年次教育に関する調査・研究とその成果の還元
 - 2. 年次大会等の開催及び会員間の研究交流の促進
 - 3. 学会誌, ニュースレター等の発行
 - 4. 内外の関係団体及び関連機関との連携協力
 - 5. その他、本会の目的に必要な事業

第2章 会員

- 第4条 会員は、個人会員、機関会員、賛助会員とする。
- 第5条 個人会員は、本会の設立趣旨と本会則第2条に定める目的に賛同して、所定の手続きに従って入会を申し込み、理事会の承認を得た個人とする。
- 第6条 機関会員は、本会の設立趣旨と本会則第2条に定める目的に賛同し協力する大学及び大学団体等とし、所定の手続きに従って入会を申し込み、理事会の承認を得た機関とする。
- 第7条 賛助会員は、本会の設立趣旨と本会則第2条に定める目的に賛同し協力する企業・ 法人等とし、所定の手続きに従って入会を申し込み、理事会の承認を得た団体とす る。
- 第8条 会員は会費を負担し、その年額は、次のとおりとする。

個人会員 5,000 円

機関会員 20,000円

賛助会員 一口 50,000 円で一口以上

第9条 会員は会費納入を怠った場合、会員としての取り扱いを受けられないことがある。

また、3年以上会費の納入を怠った者は、会員としての資格を失うものとする。 第10条 会員に関する細目については、別に定める。

第3章 組織及び運営

- 第11条 本会に以下の役員を置く。
 - 1. 会長 1名
 - 2. 理事 20 名以内 (別に定める「会長指名による大会校理事」を除く)
 - 3. 監查 2 名
- 第12条 役員の任務は、以下のとおりとする。
 - 1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 - 2. 理事は理事会を組織し、本会の運営に当たる。
 - 3. 監査は会計を監査する。
- 第13条 役員の選出は、以下のとおりとする。
 - 1. 理事は、別に定めるところにより、個人会員により選出される。
 - 2. 会長は、理事の互選により選出される。
 - 3. 監査は、会長の指名に基づき、総会の承認により選出される。
- 第14条 役員の任期は、以下のとおりとする。
 - 1. 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。
 - 2. 前号の規定にかかわらず、会長の任期は引き続き4年を超えることはできない。
- 第15条 本会に会長代行をおく。
 - 1. 会長代行は、会長に事故あるとき、その職務を代行する。
 - 2. 会長は理事の中から会長代行を指名する。
- 第16条 理事会は年一回以上これを開催し、本会の重要事項を審議し決定する。
- 第17条 理事会の定足数は、理事総数の三分の二以上(委任状を含む)とし、理事会出席者 の過半数により、議案を議決することができる。
- 第 18 条 総会は本会の最高決議機関であって、年一回これを開催する。以下の事項は、総会 の議を経なければならない。
 - 1. 会務報告及び事業計画
 - 2. 会長ならびに監査の承認
 - 3. 予算と決算の承認
 - 4. 会則の改正
 - 5. その他、理事会により特に重要と認められた事項
- 第 19 条 本会の会務を執行するために事務局を置き、その組織及び選出方法は以下のとおりとする。
 - 1. 事務局長 1名 理事会の承認を経て会長が理事の中から委嘱する。任期は2年と する。
 - 2. 幹事 若干名 会長の承認を得て事務局長が個人会員の中から委嘱する。任期は 2年とする。
 - 3. 本会の事務局業務を円滑に執行するために事務局分室を置く。

- 第20条 本会に、学会誌編集委員会を置く。委員長は理事会の承認を経て会長が理事の中から ち委嘱する。任期は2年とする。
- 第21条 本会は必要に応じ、理事会のもとに各種の委員会を置くことができる。
- 第22条 本会の運営に必要な細則等は、理事会が定め総会に報告する。

第4章 会計

- 第23条 会計年度は、4月から翌年の3月とする。
- 第24条 本会の予算案は理事会が編成し、総会の議決を経て成立する。
- 第25条 本会の会計決算は監査による会計監査を経て、総会において承認を受けなければならない。

第5章 会則の変更

第26条 本会則の変更は理事会が提案し、総会の議決による。

付則

- 1. 第14条の規定にかかわらず、本会設立時の会長には発起人代表、理事には発起人をもって充て、設立総会の承認を受けて就任する。任期は2009(平成21)年度の総会時までとする。
- 2. 第14条, 第19条, 第20条の規定にかかわらず, 本会設立時の役員, 編集委員長, 事務局長, 事務局幹事の任期は2009(平成21)年度の総会時までとする。
- 3. 2009 (平成 21) 年度の総会時まで、特に常任理事会をおく。常任理事は理事会の承認を経て会長がこれを指名する。常任理事会の決定は、理事会の事後承認が得られなかった場合、その効力を失う。
- 4. その他,必要な事項については理事会の審議による。
- 5. 本会則は2008(平成20)年3月11日より有効とする。